

令和 6 年 1 0 月 2 5 日

各指定障害児通所支援事業所 管理者 殿

東京都福祉局障害者施策推進部
障害児・療育担当課長 菱田 彰
(公印省略)

令和 6 年度障害児通所支援事業所等における性被害防止対策に係る
設備等支援事業補助金の交付申請について (依頼)

平素より、東京都の障害福祉施策の推進に御理解・御協力を賜り厚く御礼申し上げます。
標記の事業について、令和 6 年度に補助金を交付申請する事業所におきましては、下記により
交付申請書類の御提出をよろしくお願いいたします。

記

1 対象事業所

障害児通所支援事業所 (児童相談所設置区^(※) 及び八王子市に所在する事業所を除く)
障害児入所施設 (児童相談所設置区^(※) に所在する施設を除く)

(※) 児童相談所設置区 (令和 6 年 10 月末日現在)

港区、品川区、世田谷区、中野区、豊島区、荒川区、板橋区、葛飾区、江戸川区

2 交付内容

性被害防止対策を図るため、パーテーション、簡易扉、簡易更衣室及びカメラ、人感センサー
ライト等の設備の購入や更新を行う経費

補助基準額 1 事業所 100,000 円 補助率 4 分の 3 補助上限額 75,000 円

3 要綱

(1) 障害児通所支援事業所等における性被害防止対策に係る設備等支援事業実施要綱
(令和 6 年 2 月 1 9 日付 5 福祉障施第 1 8 8 5 号)

(2) 障害児通所支援事業所等における性被害防止対策に係る設備等支援事業補助金交付要綱
(令和 6 年 1 0 月 2 2 日付 6 福祉障施第 1 5 7 6 号)

4 交付申請書類の提出

(1) 電子データの提出

別添の令和 6 年度障害児通所支援事業所等における性被害防止対策に係る設備等支援事業
補助金交付申請書のエクセルファイルを御作成の上、見積書 (写し) 等の添付書類と併せて

下記あてに御提出ください。

メールアドレス：S1140704@section.metro.tokyo.jp

メールの件名は、必ず以下のとおりご記入ください。

「令和6年度性被害防止対策補助金の交付申請（事業所番号、事業所名）」

なお、添付書類の電子データ化が困難な場合は、下記の送付先に紙面資料による提出も可能です。

(2) 押印書類等の提出

送付された電子データにて申請内容を審査し、修正の有無を御連絡します。

ア 修正が必要な場合

都からの指示に従い、都が指定するメールアドレス宛てに電子データの再提出をお願いします。

イ 修正が不要な場合（申請内容に不備がない場合）

都から全ての書類に不備がない旨の連絡を受けた後は、以下の3点を送付してください。

- ① 別記第一号様式 交付申請書（要捺印（印鑑証明印））
- ② 歳入歳出予算抄本（要捺印（印鑑証明印））
- ③ 印鑑証明書（原本）（3か月以内のもの）

5 提出期限

(1) 電子データ

令和6年11月29日（金曜日）期限厳守

(2) 押印書類

都から連絡を受けてから **2営業日以内に発送**してください。

6 当補助金のスケジュール（予定）

別紙「令和6年度障害児通所支援事業所等における性被害防止対策に係る設備等支援事業補助金スケジュール（予定）」のとおり

7 書類の送付及びお問い合わせ先

〒163-8001

新宿区西新宿2-8-1 都庁第一本庁舎31階中央

東京都福祉局 障害者施策推進部 施設サービス支援課 児童調整担当 宮下

TEL：03-5320-4380（直通）